

税務証明等の郵送申請について

税務証明等は、証明書等の種類によって申請書や手数料等が異なります。

ここでは、「課税証明書」の郵送申請の場合を記載していますので、実際に申請される証明書等の種類に応じて、申請書や手数料等をお間違わないようにご注意ください。

ご不明な点は、担当係（電話0495-35-1220）までお問い合わせください。

「課税証明書」を郵送で申請する場合

（用意するもの）

① 諸証明交付申請書

- 申請書は、上里町ホームページからダウンロードするか、ご自身で作成してください。
- 申請は、本人申請・本人の住所へ証明書送付が原則となります。
- 年度（年分）にご注意ください。例：令和7年度は令和6年分の課税（所得）内容です。
- 専用連絡がとれる電話番号（携帯電話等）を必ずご記入ください。

② 定額小為替（手数料）

ゆうちょ銀行で手数料分を購入してください（手数料は1通150円）。

※お釣りが出ないように、手数料と同額を送付していただくようお願いします。返金額によっては定額小為替の在庫がなく止むを得ず切手でのお返しとなる場合もありますので、予めご了承ください。

定額小為替の「氏名受取人」の欄は、空欄のまま送付してください。

定額小為替の有効期間は、発行の日から6ヶ月です。残りの有効期間が2週間以上あるものを送付していただくようお願いします。

③ 返信用封筒

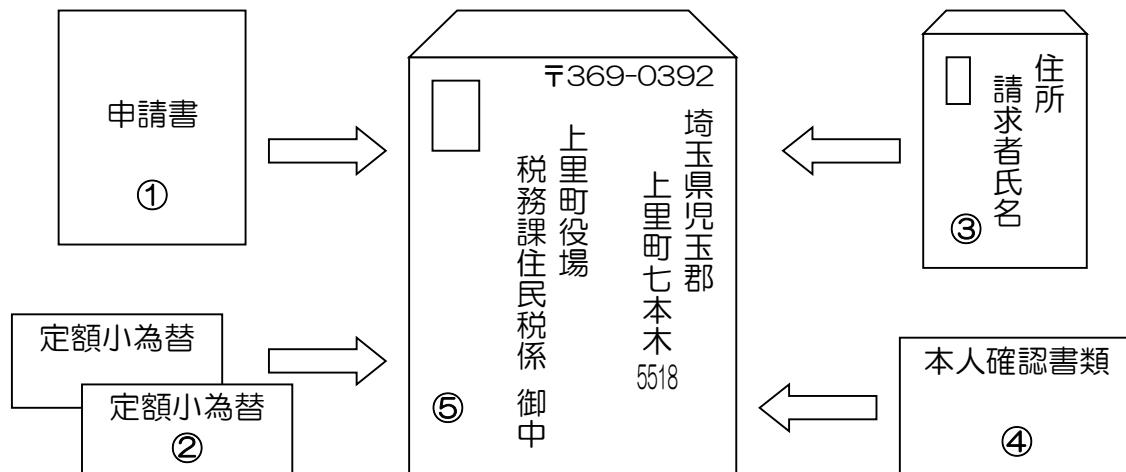
証明書を必要とする方（納税義務者等）の現住所・氏名を明記し、切手を貼ってください。

④ 本人確認書類

証明書を必要とする方（納税義務者等）の本人確認ができる書類のコピーを同封してください。

本人確認書類（例）	個人番号カード（表面）、運転免許証、健康保険証、年金手帳 等
-----------	--------------------------------

⑤ 請求用封筒



上記①～⑤を送付してください。こちらに届き次第、証明書を交付し返送します。

（問合せ・申請先）〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木5518
上里町役場 税務課 電話0495-35-1220